

《介護保険とは》

介護保険とは、「介護が必要になったときに、住みなれた地域で、自立した生活を安心して続けられるように」と生まれた、高齢者の介護を社会全体で支える「社会保障制度」です。

〈サービスを利用できる方〉

○第1号被保険者

(65歳以上の方)

このうち、介護や支援が必要であると「認定」を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方が、サービスを利用できます。

○第2号被保険者

(40歳以上65歳未満で、健康保険に加入している方)

介護保険法に定められた16種類の疾病(特定疾病)により、介護や支援が必要であると「認定」を受けた方が、サービスを利用できます。

《地域包括支援センターとは》

市区町村や介護、医療、福祉などの関係機関と協力して、地域の皆さんの健康、生活、財産、権利などを守るために設置されています。

築上町地域包括支援センターは、高齢者が自立した日常生活を安心して続けることができるように、必要な援助、支援を行います。

また、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括システム)の構築を推進しています。

〈業務内容〉

○総合相談支援

・介護サービスや日常生活支援などの相談を受け付け、各種サービスが適切に利用できるよう支援を行う。(物忘れや困りごとの相談にも対応)

○介護予防ケアマネジメント

・介護予防に関する情報提供、啓発。
・要支援1、2または総合事業対象の方に対する介護予防ケアプラン作成を行い、要介護状態になることを予防する。

○権利擁護

・成年後見制度の活用、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止、対応など

○包括的・継続的ケアマネジメント支援

・ケアマネジャーへの支援、支援困難事例への助言など